

鹿児島市の支援を受けて移住したクリエイティブ人材に対する鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス月額使用料減額実施要領

(趣旨)

第1条 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設の使用許可に際し、鹿児島市の支援を受けて移住したクリエイティブ人材に対する鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス（以下「シェアオフィス」という。）月額使用料を減額するにあたり、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例（以下「条例」という。）、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例施行規則（以下「規則」という。）、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設使用者選定要綱並びに鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用者選定要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(シェアオフィス月額使用料の減額要件)

第2条 シェアオフィスの使用を希望する者が、次の各号を全て満たすときは、規則第13条第1項第6号の規定により、シェアオフィス月額使用料の減額を認めるものとする。

(1) 令和4年度以降に、次に掲げるア若しくはイに参加、又はウ若しくはエの交付を受けた者であって、本市への転入後1年以内にシェアオフィスの使用申請をした者であること。ただし、ア若しくはイに参加した場合については、最終参加日の属する年度の末日から3年以内に本市に転入したときに限る。

ア お試し移住プログラム（クリエイティブ人材誘致事業）

イ U I J ターンイベント（クリエイティブ人材誘致事業）

ウ クリエイティブ人材誘致事業補助金

エ 移住奨励金（移住推進室）

(2) 要綱第2条に該当する者であること。

(減額対象額等)

第3条 前条に基づき減額を認めるときの額については、条例別表第1に定めるシェアオフィスの月額使用料（但し、月の中途において使用許可を受けた者にあつては、入居した初月分は、規則第11条第1項の規定により日割計算により算出した当該月分の使用料）の50パーセント相当額を、入居月から6カ月間減額するものとする。

(申請)

第4条 シェアオフィス月額使用料の減額を受けようとする者は、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設等使用料減免申請書（様式第12（第13条関係））に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 住民票（本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、本市が住民基本台帳を確認することに同意した者を除く。但し、第2条第1項第1号においてア若しくはイに参加した場合で、参加申込時の住所と転入元の住所が異なるときは、その関連がわかるものを添

付して提出しなければならない。)

(2) その他市長が必要と認める書類

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。